

沖縄県病院事業局特定事業主行動計画実施状況報告（平成29年度）

沖縄県病院事業局では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「沖縄県病院事業局特定事業主行動計画」を平成28年3月に策定し、職員の仕事と子育ての両立及び仕事と生活の調和を積極的に推進する取組を行っており、平成29年度における取組状況及び実績を次のとおり公表します。

1 取組状況

(1) 女性職員の採用

女性職員の採用割合は57.4パーセントと高い割合となっておりますが、引き続き女性職員の仕事と家庭の調和を推進し、女性が働きやすい職場環境づくりを行うことにより、女性職員の採用に取り組みました。

(2) 女性職員の管理職への登用

女性職員の育成・登用という観点から、その専門性及び管理・監督能力を発揮できるポストへの配置を積極的に行うこととし、女性看護職の副院長への登用を行いました。

(3) 男性職員による育児休業等の取得促進

男性職員に対して、出生時の休暇や育児休業が積極的に取得しやすい職場環境を醸成することにより、男性職員の育児休業等の取得促進を図りました。

(4) 両立支援制度の周知

職員に対して両立支援制度の周知を図るため、総務部人事課が発行している「両立支援ハンドブック～仕事と子育て・介護の両立のために～」の周知を行いました。

(5) 時間外勤務の縮減・年次休暇の取得促進

ア 職員に対する時間外勤務の命令の適正化を確保することを目的とし、もって沖縄県病院事業局職員の適正な勤務管理を確保し、県立病院の組織の活性化に寄与することを旨として、沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務取扱要綱（平成29年12月26日付け病院事業局訓令第8号）を制定しました。

イ 現下の病院事業に係る業務の状況及び職員の時間外勤務の状況を踏まえ、沖縄県病院事業に係る業務の改善及び時間外勤務の縮減のためのプログラム（平成20年12月2日付け県病第10044号病院事業局長決定）に基づき、時間外勤務縮減の取組みを強化しました。

ウ 時間外勤務の縮減及び年次休暇の積極的かつ計画的な取得の促進について（平成29年4月17日付け県病第70号病院事業局長通知）により時間外勤務の縮減及び年次休暇の積極的かつ計画的な取得の促進を図りました。

エ 時間外勤務の縮減及び年次休暇の積極的かつ計画的な取得の促進について（平成29年4月17日付け県病第70号病院事業局長通知）により3歳に満たない子をもつ職員の育児のための時間外勤務の免除について、周知を図りました。

オ 夏季休暇の積極的かつ計画的な取得の促進について（平成29年5月29日付け県病第312号病院事業局長通知）により祝日や年次休暇、週休日とあわせて夏季休暇を取得することにより、連続した休暇を取得するよう促しました。

2 実績

	H28実績	H29実績	計画目標
女性職員の採用割合	61.1%	57.4%	現状維持
管理職に占める女性職員の割合	32.6%	35.7%	現状維持
男性職員による育児休業の取得	15.1%	5.9%	7.0%